

資料1

在外選挙制度改善案に関する主な論点

- 国内の選挙人名簿から在外選挙人名簿への登録の「移替え」
の概念整理
 - ・ 同一市町村の投票区間での名簿登録の移替えとの関係整理等
⇒資料1-1

- 国外からの転入後再度国外へ転出した場合の在外選挙人証の
取扱いについて
 - ・ 在外選挙人証を再利用する前回案の再検討等
⇒資料1-2

- 在外選挙人名簿登録抹消に関する通知について
⇒資料1-3

「移替え」の概念整理

- 前回、転出届と同時に在外選挙人名簿の登録の申請をした者のうち、最終住所の所在地の市町村の選挙人名簿に登録されている者については、在外選挙人名簿の被登録資格を有する者とみなす案を提示したところであるが、この者について国内の名簿から在外選挙人名簿へ登録を移し替えることにつき、「移替え」の概念を整理する必要がある。
- 公選令ですでに使われている「登録の移替え」とは、市町村の投票区ごとに選挙人名簿が編製されている場合に、同一市町村内で選挙人が転居した際に旧住所地の投票区における登録を新住所地の投票区の登録に変更することを意味する。
- 「移替え」とは、選挙人名簿の被登録資格を備え、現に登録されている者について、移転後の住所のみ確認した上で、登録されている場所を変更することであり、名簿登録地市町村における国内の選挙人名簿から在外選挙人名簿への登録の変更も同様の概念とすることができる。
 - ※ 法令上も全く同じ「移替え」という用語を用いるかどうかは要検討。
- なお、転出時に申請書の提出を求めることで、在外選挙人名簿登録の申請主義は維持する。
- 住所未定の者からの登録申請については、国外に居住していることを担保するため、国外の住所に関する届出は「移替え」には必須のものとし、国外の住所に関する届出をもって初めて登録の「移替え」手続を開始することとすべきではないか。

(補足) 選挙人名簿登録市町村以外からの転出の場合の
市町村窓口での登録申請について

- 選挙人名簿登録市町村以外から海外に転出する場合、最終住所地の市町村の選挙人名簿に登録されていないことから、「移替え」を使うことはできず、現行制度どおり海外における3ヶ月居住要件が必要となる。

- 申請者が在外公館へ出向く手間を省くことができ、選挙人の利便に資することから、「移替え」ができない場合であっても、市町村窓口での転出届提出時の登録申請を認めるべきではないか。
 - ※ 当該申請については、市町村選管から在外公館に申請書を送付し、以後の手続は、現行の3ヶ月要件未充足者からの登録申請と同じものとなる。

国外からの転入後再度国外へ転出した場合の 取扱いについて

- 在外選挙人名簿登録地に帰国し、短期間で再出国した場合、「表示の消除」を活用することで、一時帰国者を在外選挙人名簿に「再登録」できないか。

[検討]

①在外選挙人名簿登録地の市町村から再出国した場合

※一時帰国中、一度でも在外選挙人名簿登録地以外の市町村に居住した場合には、その時点で再度3ヶ月居住要件を要求する必要がある、下記のような方法を取ることはできないと考えられる。

(ア) 国内の選挙人名簿に「移替え」を行う案

「移替え」後3ヶ月間は地方選において投票できない旨の「表示」を行う必要があるが、現行制度では存在しない、一定期間が経過すると自動的に消除される表示を行うことについて実務上混乱は生じないか。

(イ) 在外選挙人名簿に「表示」を行い、表示期間（4ヶ月間）中に再出国した場合は「表示の消除」を行う案

短期の再出国の場合、簡易な手続き（海外における3ヶ月居住要件は要求しない）で再登録が可能となるが、国外への転出時の整理（名簿の「移替え」）と異なる整理をすることについてどのように説明するか。

②在外選挙人名簿登録地以外の市町村から再出国した場合

- ・ 「表示の消除」を行った場合、最終住所地と異なる市町村の在外選挙人名簿に登録されることとなり、投票できる選挙区が変わってしまうことから、現行制度どおりとすべきではないか。

在外選挙人証の取扱いについて

①（ア）の場合

- 在外選挙人名簿から国内の選挙人名簿に登録の「移替え」を行うと同時に在外選挙人証を返納することとするとともに、再出国し、国内の選挙人名簿から在外選挙人名簿に登録の「移替え」を行ったときに在外選挙人証を再発行することとしてはどうか（現行の取扱いを変更しない）。

①（イ）の場合

- 在外選挙人証の返納義務が生じる前に在外選挙人名簿に再登録されるため、従前有していた在外選挙人証を引き続き使用できることとしてはどうか。

②の場合

- 在外選挙人名簿の登録が抹消された時点で在外選挙人証を返納することとするとともに、再出国後在外選挙人名簿に登録された時点で在外選挙人証を再発行する（現行の取扱いを変更しない）。

< 前回提示の案 >

- ・ 新たに住民票が作成された日から一定期間に再度国外に転出した場合に、従来有していた在外選挙人証を引き続き使用できることとしてはどうか。

在外選挙人名簿登録抹消に関する通知について

- 現状では、一時帰国等により被登録資格を失った者にその旨を通知する制度は存在せず、名簿登録が抹消されたことを知らずに投票を行い、不受理となる場合がある。

- 国外から転入した者に対し、在外選挙人名簿登録の有無にかかわらず、在外選挙人名簿に登録されている者は国内の市町村において住民票が新たに作成されてから4ヶ月後に在外選挙人名簿の登録が抹消される旨を、転入届を受理した市町村からお知らせすることとしてはどうか。